

優良宅地認定制度の対象となる課税制度、認定を受けた場合の優遇措置内容及び認定区分

課税制度 租税特別措置法の対象条項		認定区分	課税制度の概要	通常の課税内容	重課制度	優遇措置の内容
短期土地譲渡益重課制度	・第28条の4第3項第5号イ	千葉県	個人が所有期間5年以下の土地を譲渡した場合の事業所得等の課税	課税短期譲渡所得の30%課税	40%の比例課税または総合課税の110%に相当する金額のうち、いずれか多い金額に相当する所得税を課税	優遇措置適用除外 (重課制度適用停止中 ※1)
	・第28条の4第3項第7号イ	東金市				
	・第63条第3項第5号イ	千葉県	法人が所有期間5年以下の土地を譲渡した場合の特別税率	通常の法人税	土地譲渡益の部分について通常の法人税に追加して税率10%で課税	
	・第63条第3項第7号イ	東金市				
一般土地譲渡益重課制度 ・第62条の3第4項第14号ハ		千葉県	法人が土地等を譲渡した場合の特別税率	通常の法人税	土地譲渡益の部分について通常の法人税に追加して10%で課税	
長期譲渡所得課税制度 ・第31条の2第2項第14号ハ		千葉県	個人が所有期間5年を超える土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税制度	課税長期譲渡所得の15%課税(※2)		(1)課税長期譲渡所得金額が2千万円以下 の場合は当該金額の10% (2)課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える場合は (当該金額－2千万円)×15%+2百万円

※1 短期土地重課制度及び一般土地譲渡益重課制度の適用停止措置が令和8年3月31日まで延長されました。

※2 長期譲渡所得課税制度の適用停止措置が令和7年12月31日まで延長されました。

●税制度については、税務署へご相談ください。